

【改正箇所】

① 市街化調整区域内の開発行為における立地基準の追加（法第 34 条 第 12 号）

一定の要件を満たす既存集落の区域を指定し、当該区域内の空地や空き家の利活用を推進するため、市街化を促進するおそれがないと認められる一定の開発行為（法第 34 条第 12 号）における条例を制定するにあたり、許可要件について策定する。

② 市街化区域に近隣接する市街化調整区域の土地における建築許可要件の廃止

都市計画法第 43 条に基づく建築許可基準のうち、市街化区域に近隣接する市街化調整区域内の土地における自己用住宅については、類似する「既存宅地確認済地」の制度が平成 12 年の都市計画法改正で廃止されていることや、法第 34 条に規定する他の立地基準との整合を図る目的から要件を廃止する。

③ 市街化調整区域指定以前の建築物の建て替えにおける許可要件の緩和

都市計画法第 43 条に基づく建築許可基準のうち、市街化調整区域指定以前から存する建築物の建て替えにおいて、すでに建築物が除却されていたとしても除却から 3 年以内の経過であることが証明される場合に限り現存するものとみなし、その事実を確認できる資料について明記する。

④ その他

・ 誤記による文言の訂正 等

【施行年月日：令和 7 年 7 月 3 日】